

※ 規約（会則）

（団体名） 会則・規約

第一条 本会は「 」という。

第二条 本会は
を目的とする。

第三条 本会の連絡先は会長宅に置く。

第四条 本会には次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 名

書 記 名

会 計 名

役員は会員により互選され、役員任期は 年とし、会員合議の上決定される。

第五条 本会の会費は（連絡費）額 円とし、 納める。

第六条 本会への入会、退会を希望する者は、その旨を に届ける。

第七条 本会の会計年度は毎年 月 日に始まり、翌年 月 日までとする。

細 則 この会則（規約）令和 年 月 日を以って実施する。